

○宮崎大学教育・学生支援センター会議規程

平成22年 9月22日
制 定

改正 平成26年 2月 6日 令和 2年 3月26日
令和 3年 5月27日

(趣旨)

第1条 この規程は、宮崎大学教育・学生支援センター規則（以下「規則」という。）第11条第2項の規定に基づき、宮崎大学教育・学生支援センター会議（以下「センター会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 センター会議は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 中期目標・中期計画及び評価等に関する事項
- (2) 教育企画部門に関する事項
- (3) 学生支援部門に関する事項
- (4) 教育・学生支援センターの組織・運営に関する事項

(組織)

第3条 センター会議は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 各部門長
- (4) 専任教員 2人
- (5) 規則第12条の各委員会の委員長及び副委員長
- (6) 基礎教育部長
- (7) 学生支援部長
- (8) その他センター長が必要と認めた者

(議長及び副議長)

第4条 センター会議に議長及び副議長を置き、議長は前条第1号の委員をもって充て、副議長は同条第2号の委員をもって充てる。

- 2 議長は、センター会議を主宰する。
- 3 副議長は議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代行する。

(議事)

第5条 センター会議は、構成員の半数以上の出席により成立する。

- 2 議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(代理出席)

第6条 議長は、特別の事情により、第3条第3号、第5号及び第6号の者がセンター会議に出席できない場合は、代理の者を出席させることができる。

(構成員以外の出席)

第7条 センター会議が必要と認めたときは、構成員以外の者をセンター会議に出席させることができる。

(専門部会)

第8条 センター会議は、必要に応じて専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会に関する必要な事項は、センター会議が別に定める。

(事務)

第9条 センター会議の事務は、学生支援部教育支援課において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、センター会議の議事及び運営に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年3月26日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年5月27日から施行する。